

平成 22 年 4 月 27 日

各 位

会社名	株 式 会 社	原 弘 産
代表者の役職氏名	代表取締役社長	原 孝
	(コード番号 8894 大証第 2 部)	
問い合わせ先	財務・経営企画室長	樋 口 清
電話番号		0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年5月27日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、第24期（平成22年2月期）連結決算において5,569百万円の債務超過に陥っていることが判明し、現在、財務体質の改善が喫緊の課題となっております。そこで、当社は、かかる課題の解決に取り組むべく、発行可能株式総数を増加するとともに、新たな種類株式（第1種優先株式）の発行を可能とするため、現行定款第6条及び第8条を変更するとともに、変更案第二章の二優先株式に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 22 年 5 月 27 日 (木) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 22 年 5 月 27 日 (木) |

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所です。)

現行定款	変更案
第1条～第5条(条文省略)	第1条～第5条(現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>51,300,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>59,100,000株</u> とし、各種類の株式の <u>発行可能種類株式総数は、それぞ</u> <u>れ、普通株式については59,100,000</u> <u>株、第1種優先株式については</u> <u>29,550,000株</u> とする。
第7条(条文省略)	第7条(現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は100株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の普通株式及び第1種優先株式 <u>の単元株式数はそれぞれ100株</u> とす る。
第9条～第10条(条文省略)	第9条～第10条(現行どおり)
(新設)	<u>第二章の二 優先株式</u> <u>(第1種優先株式の発行)</u> 第10条の2 当社の発行する第1種優先株式 <u>の内容は、以下のとおりとする。</u>
(新設)	<u>(優先配当金)</u> 第10条の3 当社は、毎年2月末日の最終の <u>株主名簿に記録された第1種優</u> <u>先株式を有する株主(以下「第</u> <u>1種優先株主」という。)または</u> <u>第1種優先株式の登録株式質権</u> <u>者(以下「第1種優先登録質権</u> <u>者」という。)に対し、普通株式</u> <u>を有する株主(以下「普通株</u> <u>主」という。)または普通株式の</u> <u>登録株式質権者(以下「普通登</u> <u>録質権者」という。)に先立ち、</u> <u>第1種優先株式1株につきその</u> <u>発行価額の3%を乗じた額又は</u> <u>当該事業年度における普通株主</u> <u>への年間配当額の125%相当額の</u> <u>いずれか高い額を上限に、第1</u> <u>種優先株式の発行に先立って取</u> <u>締役会の決議により定める額の</u> <u>剰余金の配当(以下「本優先配</u> <u>当金」という。)を行う。ただ</u>

現行定款	変更案
	<p><u>し、当該配当の基準日と同じ事業年度中の基準日により、次項に定める本優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p><u>2. 当社は、第 28 条に基づき中間配当（会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当）を行うときは、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に対して行なうのと同額の間配当（以下「本優先中間配当金」という。）を行なう。</u></p>
(新設)	<p><u>(優先配当金の非累積)</u></p> <p><u>第 10 条の 4 ある事業年度において、第 1 種優先株主または第 1 種優先登録質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(利益配当への非参加)</u></p> <p><u>第 10 条の 5 第 1 種優先株主または第 1 種優先登録質権者に対しては、本優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第 10 条の 6 当社は、残余財産を分配するときは、第 1 種優先株主または第 1 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき発行価額相当の金銭を支払う。</u></p> <p><u>2. 第 1 種優先株主または第 1 種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第 10 条の 7 第 1 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の8 <u>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めのある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>2. <u>第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>
(新設)	<p>(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)</p> <p>第10条の9 <u>当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、株式の分割をするときは、普通株式及び第1種優先株式の双方について、同時に同一の割合で分割する。</u></p> <p>3. <u>当社は、当社の株主に株式の株式無償割当てを行うときは、普通株主又は普通登録質権者には普通株式を、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者には第1種優先株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。</u></p> <p>4. <u>当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>5. <u>当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>6. <u>当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを行なうときは、普通株主又は普通登録質権</u></p>

現行定款	変更案
	<p>者には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者には第1種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行なう。</p>
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第10条の10 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間中、当該決議で定める条件に従い、当社が第1種優先株式を取得するのと引換えに当社普通株式1株を第1種優先株主に対して交付することを請求することができる。</p>
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得条項) 第10条の11 当社は、当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合には、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引き換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。</p>
(新設)	<p>(優先順位) 第10条の12 本優先配当金、本優先中間配当金および第1種優先株式の残余財産の支払順位は、当社の発行する他の種類の優先株式と同順位とする。</p>
第11条～第30条(条文省略)	第11条～第30条(現行どおり)